

『紹興甲寅通和録』から見た劉斉をめぐる国際関係

毛利 英 介

An Overview of the International Relationships of Liu Qi from “Shaoxing Jiayin Tonghelu” (紹興甲寅通和録)

MORI Eisuke

This article examines the international relationships of the Qi (齊) dynasty. The Qi dynasty, also referred to as Liu Qi (劉齊) or Wei Qi (偽齊), was founded in the year 1130 by the Jin (金) dynasty as a collaboration regime to rule the Han Chinese in northern China. Liu Qi also intended to be one of Chinese orthodox dynasties to which the emperor belonged in appearance. This article examines the international relationships among the Qi and Jin dynasties and the Southern Song (南宋) as they are represented in “Shaoxing Jiayin Tonghelu,” a document written by the Southern Song official Wang Hui (王繪), who was dispatched as an envoy to the Jin dynasty in 1134. The paper analyzes how these three dynasties are expressed in the document, which consists of descriptive parts, dialogs, and letters.

キーワード：金 (Jin dynasty)、南宋 (Southern Song)、劉齊 (Liu-Qi)、紹興甲寅通和録 (Shaoxing-Jiayin-Tonghelu)

はじめに

筆者はこれまで、10から13世紀のいわゆる東アジア¹⁾における国際関係についてささやかな文章を発表してきた。筆者の理解では当時の国際関係は多国分立に特徴があり、その表れとして「北朝」・「南朝」という相互呼称、複数の皇帝の相互承認の上での共存、皇帝間の擬制親族関係、皇帝間で交わされる外交文書における「書」文書の使用などが挙げられると考えているが、今回はその中でも複数の皇帝という観点に関連して論じてみたい。具体的に取り上げるのは、齊が存在した時代の状況についてである。

ここでいう齊とは、劉齊・偽齊等とも称され、靖康の変で金により北宋が滅ぼされた後に、金が劉豫を「大齊皇帝」に冊封し一種の傀儡政権として1130年から37年にかけて華北に建国した政権である。この齊に関する研究は皆無ではないが、さりとて豊富ではない²⁾。いわば短期的にしか存在しなかった傀儡政権であるから、さして注目されないのも当然ではあろう。ただしそのような存在であっても、むしろ逆にそのような存在だからこそ、建前に過ぎずともどのように「皇帝を擁する王朝」としての体裁を整えていたか、その際に外部からはどのように扱われていたかは筆者の関心からは興味深く感じる。ここで言う外部とは、具体的には金および南宋である。更にはその金と南宋の関係について考えようとしたときも、関係の萌芽期である齊が存在した時期への考慮が不可欠である³⁾。よって齊の対外関係と、齊を緩衝地帯としていた金と南宋の関係を併せてより深く考察することで、1130年代当時の各国間の国際関係の特徴を浮き彫りにすると同時に、その後の金・南宋関係の在り方の見通しが得られるのではないかというのが本稿執筆の動機である。そのような齊をとりまく国際関係を検討するに当たって、本稿では「紹興甲寅通和録」(以下「通和録」)に着目したい。よってまず以下では、同史料について紹介を行う。

「通和録」は南宋王繪の撰。「紹興甲寅」と冠されるように、紹興4年(1134)に彼が「奉使金国軍前奉表通問使」たる魏良臣の副使として派遣された際の記録である。1141年の皇統(紹

1) 筆者はこの語を曖昧に使用しており、例えば東部ユーラシア等の語で代替しても構わない。

2) 本項で扱うような国際関係も含めて外山1964が基礎的な研究として現在も価値を有するが、初期の研究であるだけに全体に叙述的であるのは否定できない。逆にそれ以降は、例えば日本では西尾2005・井黒2013などにおいて言及がある程度である。

3) 例えば本稿で主たる検討対象とする「紹興甲寅通和録」では、齊の宿州と南宋の泗州の間で「牒」のやり取りをし、齊の接伴(使者の接待役)は宿州の国境まで南宋の使者を迎えに来る手筈であったことがおおよそ述べられる。これなどは、位置を変えて泗州と盱眙軍にやや南下するが、後の金と南宋の関係に継続していくものと評価可能である。

興) 和議以前の段階である当時、まだ南宋と金は軍事的緊張関係にあり、その中で王繪は本来は斉領に入りそして金側と和議の交渉に当たるはずであった。だが金・斉軍が軍事行動を起こして淮河以南に進出していたため、現実には淮南の天長で金側と折衝して帰国する結果となった。そのため斉領に入ることはなかったが、南宋国内においてまた金側との折衝において、斉への言及もみられるのである。

この「通和録」については、古典的な研究としては陳樂素1984に言及がある。テキストとしては、『四庫全書総目提要』には史部八雜史類存目に立項されているが単行本としては伝存せず、『三朝北盟会編』⁴⁾ 卷161~163に収録される形で伝来するのみである⁵⁾。

さてこの史料に着目するのは、単に上述のように斉への言及が存在するからだけでなく、その構成に起因する内容の多様さにも理由がある。ここでいう多様さとは、地の文のほかに会話や文書などが含まれているということ、そして会話や文書についても南宋国内のものと同金側との折衝におけるものの双方が含まれることである⁶⁾。つまり、いわば国内的な本音と対外的な建て前が複数の文体において一つの史料の中で一目瞭然となっているのである。

いま少し詳細に述べると、臨安から始まり淮南で金と折衝し臨安に戻るまでの行程が叙述される「通和録」では、地の文の存在のほかに冒頭と末尾の臨安の場面を中心に南宋国内の人物(高宗皇帝や他の臣下など)との会話が記され、さらに天長での金側との折衝の際の会話が記される。金側では会話の相手となったのは接伴の漢人李聿興が主であり⁷⁾、その他通訳を介して女真人の「元帥」こと撻懶(以下、ダランと表記。漢名は昌、阿骨打のいとこ)と「万戸」こと聶兪李董(以下、聶兪と略記)とも会話がなされる。これに加えて、往路の道中で朝廷に提出した文書である「稟目」が収録されるほか、淮南での金との折衝の途中でダランに対して送った書簡が収録されるという構成となっている。

4) 本稿では、現状では最良の版本と考える中華再造善本所収中国国家図書館蔵明鈔本(以下「底本」と表記)を用いた。

5) 節略がないとはいえないが、基本的には首尾整った形で伝存している。その他、『建炎以来繫年要録』(以下『要録』と略記) 卷72紹興4年(1134)正月乙卯条および卷78同年7月辛申条の注釈に引用されるほか、卷80同年9月癸丑・乙丑・庚午条、卷81同年10月辛巳・戊子・己丑・甲辰・辛未条、卷83同年12月乙亥条では「通和録」に依拠して叙述がされており、『三朝北盟会編』所収テキストの理解に対し補助となる。

6) ただし「会話」に関しては、いわゆる直接話法と間接話法がときに不明であるほか、金側(取り分け女真人)の発言の方が概して口語的に表記されているという問題があるが本稿ではこれらの点を厳格には考慮しない。

7) 漢語を話す人物としては、李聿興とともに蕭褐祿(契丹人?)が接伴として登場するが、李聿興に比べて南宋側との会話の機会が少ないこともあり、本稿では登場しない。

さて上記のうち会話の部分に関しては、いわゆる白話資料として中国語学の立場からつとに注目を集めてきた⁸⁾。他方歴史学の分野でも「通和録」は使用が皆無ではないが⁹⁾、さほど重視はされてこなかった。それは、この使節派遣が当初の目的を果たさず途中で帰還することとなり、結果として歴史的に大きな意味をもったとは言えないことにその理由があろう。だが本稿では上記のような「通和録」の内容の多様さに注目し、それぞれの部分での金・南宋・齊の各国に対する呼称を検討するというアプローチから史料として生かしたいと考える¹⁰⁾。

なお、ここで当時の関連各国間の関係についても先に確認しておこう。まず金と南宋は和戦両様の状況であり、断続的に戦闘を行う一方で、和平交渉も行われていた。そして交渉にあたっては、王絵らの使名に「奉表」とあるように、金の軍事的優勢のもと1128年に金太宗と南宋高宗の間で成立した君臣関係を前提としていた¹¹⁾。ただし金側は当時南宋の王朝としての存在を認めておらず、高宗のこともあくまで「前宋の康王」として扱っていた¹²⁾。金と齊は、先に述べたように金の皇帝（太宗）が齊の皇帝（劉豫）を冊封する関係であり、そして同時に父子の擬制親族関係が結ばれていた。南宋と齊は、南宋は対金関係への配慮からこの時点では齊との関係を「敵国」関係（＝対等な関係）としていた¹³⁾。

実のところ本稿の内容は概ねこれらの既知の状況の確認を出ず、そして「通和録」に見る関連の用例をなぞるだけの表面的な作業に止まるのも否定できない。しかし単独のそれも生に近い史料である「通和録」から上記内容を確認する点には意義があると考えられる。

それでは、本論に入る前に本稿の構成について述べておく。まず第一章では、南宋・金それぞれの齊に対する呼称を検討する。次いで第二章では、南宋と金の相互の呼称を検討する。最後に第三章では、南宋と金それぞれの自国に対する呼称を検討する。その上で、「結びにかえて」で「複数の皇帝」に関して簡単に議論する。

なお本稿での史料引用は用例を示すためのものであることから、必ずしも文脈全体を抜き出す配慮をしていない場合があることをあらかじめ述べておく。

8) 太田1957で『三朝北盟会編』の一部として取り上げられるほか、例えば劉堅等1992にも「通和録」全文が収録される。なお歴史史料というよりも言語資料として注目されてきたという点では、「通和録」だけでなく、現行の「通和録」を収録する『三朝北盟会編』自体にも同様の傾向がある。

9) 例えば趙永春2005、109頁で引用されるほか、趙永春2019にも収録される。

10) 「我ら」や「汝ら」に当たるような代名詞的表現については検討の外に置く。

11) 『金史』巻3太宗本紀天会6年（1128）7月乙巳条・同巻60交聘表上天会6年条。

12) 金少英等2001の（185）「回康王書」参照。その他、「亡宋」の語もしばしば用いられる。

13) 『金史』巻77劉豫伝に「宋人畏之、待以敵國禮、國書稱大齊皇帝。」とある。

1 「通和録」に見る南宋・金から見た斉に対する呼称

本章では、「通和録」における南宋・金それぞれの斉に対する呼称について検討する。

(1) 南宋から見た斉

本節では、「通和録」における南宋の斉に対する呼称を検討する。その際、地の文・国内文書・国内会話という国内的観点と、対外文書・対外会話という対外的観点の合計五点に分けて分析する¹⁴⁾。これは、以下の各章において南宋の視点を検討する際にも基本的に同様である。

① 地の文

「通和録」の地の文における斉に対する言及は以下の「偽界」の一例が存在する。

平江府に至ると……さらに省筭を拝領したところ、続け様に偽界の接伴の牒を受け取ったとのことで、……¹⁵⁾

「某界」という表現は、北宋以来「北界」(契丹)・「西界」(西夏)のように存在した表現であり、時に対比的に自らを「南界」と称することもあった。ここでは、それに「偽」という語を冠しているのが特徴である。

② 国内文書

「通和録」所載の南宋国内文書としては10月9日条所載の「稟目」が検討対象となり、これは以後の各章でも同様である。その「稟目」において斉を指す表現は「斉」であり、以下のとおりである。

平江府に到着すると、泗州の連絡を受けたところ、斉人の引伴はすでに宿州に到着したと

14) 本文では検討しないが、斉を指す可能性がある表現として「賊」も存在する。例えば10月9日条所載の「稟目」の例で言えば「或謂此賊金人不在其間、是大不然、……」というようなものである。ただしこの例に限らず金と斉を分かつ敵方・敵軍として把握した表現である印象があり、分析が煩雑になるため注での言及に止めることとする。「敵」も同様の理由で取り上げない。

15) 至平江府……又被省筭、連到偽界接伴牒。(9月23日条)

のことでした。¹⁶⁾

わたくし王絵が考えますに、(淮南の)承州・楚州に侵入してきた賊がもしみな齊人だったら、きっと和議を結ぼうとしているのを喜ばないことでしょう。齊人は当初和議を提案したといっても、いま本来の望みとは隔たってしまうからには、どうしてまた前のようにすすんで使人を気にかけてみましょうか。¹⁷⁾

上引の二つの例文に見える合計三例は、全て「齊人」として出現する。これは、前項と次項ではいずれも齊に関して「偽」の文字が用いられるのとは異なる。これが証拠に残る文書ゆえの配慮である可能性は否定できない。だが注14で述べたように同一の文書において齊を含んだ存在を「賊」とすることを考えると、その可能性は低いだろう。ひとまずここでは「人」を用いようとした際に「偽人」とは言えないことによる結果であり、特段の敬意はないと考えておく。

③ 国内会話

「通和録」における南宋国内の会話での齊への言及としては、以下のものがある¹⁸⁾。

これ以前、良臣らが陛下にお目通りした際、わたくし王絵は以下のように陛下にお知らせ申し上げた。「臣はもう臣らを使者として派遣することを偽齊に通知したことを存じておりますが、……」¹⁹⁾

これは南宋高宗に対する王絵の上奏である。そして省略したが直後に「上曰」と続くことから、これを会話と見做すこと自体には問題はない。ただし皇帝に対する発言であることもあり、その文体は限りなく文書に近い。ただし、いずれにせよ国内的な視点で用いられたと評価するに止めれば分析上大きな問題は生じない。

以上の三項では、「通和録」に見る南宋国内での齊に対する呼称について検討した。まず王朝

16) 至平江府、緣得泗州關報、齊人引伴已至宿州。

ここでの「引伴」は接伴に同じ。

17) 繪竊料、承・楚之寇、若皆齊人、必不喜聞和議。雖齊人首建和議、今來既乖素望、豈復肯顧使人。

18) ほかに、9月13日条の王絵の発言中の「為」の文字を「偽」ないし「偽齊」とする本もあるが、ここでは底本に依拠することとして論じない。

19) 先是、良臣等對、繪曾奏知、「臣竊知已關偽齊、遣臣等奉使、……」(9月13日条)

名を冠した相対的に中立的な表現である「斉人」が文書で繰り返し使用されているのは、個人的にはやや意外であった。というのも、次章で見るように南宋は国内的には文書でも金について「虜人」とすることが多いからである。ただし「斉人」とすることについては、上述のように特段の敬意は存在しないと推測した。そう考えたとき、南宋国内での斉に対する呼称として特徴的なのは、やはり「偽」として扱うことである。以下ではこのような南宋の「本音」を踏まえたうえで、引き続き金との折衝時における南宋の斉に対する呼称を検討する。

④ 対外文書

「通和録」における南宋から金への対外文書としては、具体的には10月19日条に掲載されるダラン宛の書簡が検討対象となる。これは、以下の各章における南宋の対外文書の検討でも同様である。

さてこの書簡で斉を指す用例が出現するのは以下の部分であり、「斉（境）」と具体的に指示する場合と、「隣国」・「隣邦」というように「隣」の字を用いる用例が存在する。

そもそも隣国がその間にあって悪意をもち、どうしても大国を激怒させようとし、恩恵を敵邑に及ばせようとしめないのか、これはわかりません。(原注略) 思いますに、江南は小国であって、遠く海辺にあり、その間は斉の境域に隔てられています。何か願い出に行こうとしても、自力で到達できる道はなく、隣邦が上国と近接しているのには全く及びません。²⁰⁾

ここで言う「隣」とは単に「となり」ということではなく、「敵隣」の「隣」、即ち対等な関係にある国のことを指す表現である²¹⁾。「はじめに」で述べたように当時南宋は金に対する配慮から斉を建前としては「敵国」として扱っており、これはまさしくその表れと言えよう。

なおやや先走った指摘になるが、上引史料中では南宋が自らを「敵邑」・「江南」と遜って称し、他方で金を「大国」・「上国」と尊称している。そして、そのような文脈で「隣」として斉を扱っていることも、上記の理解を裏書きするものだろう。

⑤ 対外会話

次に「通和録」における南宋の金側との会話における斉に対する呼称だが、これは以下のよ

20) 抑有鄰國容心於其間、必將激怒大國、而不欲終其惠於敵邑。此不可得而知也。(原注略) 竊以江南小國、越在海隅、中間限以齊境。凡欲赴訴、無路自達、固不若鄰邦密邇上國。

21) 「隣」字の前近代東アジアにおける国際関係上の用法については、保科1995に検討がある。

うに「劉齊」が二例と「大齊」が一例存在する。

• 劉齊

我らが言うには、「聞くところでは劉齊は李成を大変信任しているとのこと。李成のごときは反覆叛逆の徒であり、どうして信任するようなことが出来ましょうか。」²²⁾

我らが言うには、「襄陽周辺の地は、王倫が帰国するに当たり、江南に属することとなりました。後に李成が劉齊に任用されると、そのまま侵略しに来て、……」²³⁾

• 大齊

我らが繰り返し強くこれに対して言うには、「我ら江南の数州の地は、みな海辺の湿地で、さらにみな劫掠をこうむっているのです、まったく大齊とは異なります。」²⁴⁾

これら二つの呼称は「劉齊」が通称で「大齊」が正式名称であるのは当然として、まず二例と一例という出現回数からはどちらの使用が一般的であるかは不明である。また例えば李聿興に対していずれの語彙も使用されているので、使い分けも不明確である²⁵⁾。ただ「劉齊」が出現する文脈はいずれも南宋からすれば反逆者である李成が登場し²⁶⁾、そのため「大齊」としたくない気分が働いているのかもしれないがそれも断言はできず、ここではそれぞれを用いる理由は不明とせざるを得ない。

以上の二項では対外的な場面での齊に対する呼称を検討した。当然ながら当時の金の軍事的優勢下では金との折衝時に南宋側の本音のように齊を「偽」として扱うことは不可能だった。そして対等な「隣」として、場合によっては正統な王朝の象徴たる「大」を冠して呼ばなければならず、それが当時の国際関係上は南宋の齊に関する正式な表現であったと言える。

22) 某等云、「聞劉齊多是信任李成。如李成反覆叛逆之人、安可信任。」(10月13日条)
無論ここを含め、引用中の「某」は撰者の王絵を指す。

23) 某等云、「襄・漢之地、王倫回日、係屬江南。後李成為劉齊所用、遂來侵擾、……」(10月14日条)
王倫は、後段の引用記事で述べられるように王絵らに先立って金に派遣された人物である。

24) 某等復深言之、「某等江南數州之地、皆江海陂澤、又無不經殘破、卻與大齊不同。」(10月14日条)
なお「數州」は底本は「新州」につくるが、許本・袁本によりあらためる。

25) 次章に関わるが、「劉齊」の一例目は聿兒に対して、「劉齊」の二例目と「大齊」の例は李聿興との会話におけるものである。

26) 李成については引用史料でも簡単な経緯の説明があるが、『金史』巻79に伝があり、元来は宋に仕えていたが後に齊に投じ、対南宋戦で武将として活躍した人物である。

(2) 金から見た斉

本節では、「通和録」における金の斉に対する呼称について検討する。ただし「通和録」では金から南宋への文書は収録されず、また地の文は南宋の人物が記したものであることから、金の立場を反映した表現が見られるのは南宋側との会話においてのみである。この点、本章で検討する斉に対する呼称に限らず、宋側の認識に関しては幅広い検討が可能であるのとは状況が異なる。

さて上記のように南宋側との会話における斉に対する呼称を検討すると、南宋側の発言と同様、以下のように「劉斉」と「大斉」が存在する²⁷⁾。

・劉斉

聶兪の通訳がさらに言うには、「……今回のこのような大軍は、みな劉斉が主導したものだ。」²⁸⁾

前節の⑤に対応してまず「劉斉」から提示したが、本節で該当する用例は上記のみである。

・大斉

「大斉」は、数か所に集中しているが合計五例が確認できる。そのうち一番興味深く感じた用例を以下に提示する。

李聿興が言うには、「大斉は大斉皇帝と号してはいるが、本朝の一属国にすぎず、命令は思うがままだ。……」²⁹⁾

繰り返しになるが、「劉斉」と「大斉」の両者の相違は、まずは当然「劉斉」が通称である一方で「大斉」が正式名称であることである。この場合は用例の数としては「大斉」が多いが、ただしそれ以外に発言者に偏りがあることが注目される。それは、「劉斉」としたのは女真人である聶兪の通訳であるのに対し、「大斉」としたのは五例全てが漢人の李聿興であることである。これは翻訳された漢語がより通俗的であったという実態を一定反映しているかとも思うが、

27) なお『金史』では、冊封記事のような特別な場合を除き、「斉」ないし「斉国」とするのが通常である。

28) 又云、「……今次恁大軍馬、都是劉斉鬪作來。」(10月13日条)

29) 聿興云、「大斉雖號大斉皇帝、然止是本朝一附庸、指揮使令無不如意。……」(10月14日条)

底本は某字（恐らく「難」）を「雖」に改めており、これに従う。

概して女真人の発言をより口語的に、それに対して漢人の発言を相対的に文言に近い表現で記す傾向にもよろう。

以上を前節④・⑤と併せてまとめると、金・南宋ともに両国の折衝時において「劉斉」・「大斉」双方の表現を用いていた。そのうち「劉斉」の方がより口語的な語彙として使われる一方、金側から発せられた「大斉は大斉皇帝と号しているが」なる表現からは逆説的に「大斉」が正式な呼称と見做されていたことが明確に分かる。ただしその発言の続きの部分からはそれが建前に過ぎないことも同時に明言される。これは各国がそれぞれに理解している実態だろうが、この場合優位にある金側に属する人物であるからこそ公言できた内容でもあろう³⁰⁾。

2 「通和録」に見る南宋と金の相互呼称

本章では、「通和録」にみえる南宋と金の相互の呼称について検討する。

(1) 南宋の金に対する呼称

本節では「通和録」にみえる南宋の金に対する呼称について検討するが、第一章(1)同様に内外五つの観点から見ていく。

① 地の文

「通和録」の地の文で、金を指す表現は「虜」と「金」（「金国」・「大金」）であり、そのうち「虜」が五例余りで最多である³¹⁾。まず「虜」についてみてみよう³²⁾。

・虜

年末に虜は撤退し、……³³⁾

虜人は先に金に使者として派遣された王倫を帰国させ、……³⁴⁾

30) その他に、10月14日の潘某の発言中に「李鄴見在偽齊作右丞。」と「偽齊」という表現がみられる。ただこの潘某の属性が不明確であるため、本文では取り上げなかった。

31) 「余り」とするのは、二例ほどの「間接話法」をどう判断するかによる。以下も同様。

32) 「通和録」の地の文に出現する「虜」に類する表現としては「胡」も存在する。ただし例えば「去城六七里、有百餘騎、擁一老胡、……」（10月13日条）が典型的だと思うが、一般に金を指すというよりは個別の女真人を指す傾向が強いと考え、本文では取り上げなかった。

33) 歳暮虜退、……（末尾部分）

34) 虜人遣先奉使王倫歸、……

「虜」の用法としては、一例目のように単独で用いられる場合もあるが、二例目で示したような「虜人」や「虜騎」として修飾語として用いられることが多い。

・金国

次に「金国」であるが、これは下記の一例である³⁵⁾。

建炎年間以来、朝廷が金国に使者として派遣したものは、みな抑留して帰国させなかった。³⁶⁾

・大金

その他に「金国」に類するものとして、以下のように「大金」も存在する。

我らはそうしてただ大金（皇帝に上す）表だけを渡した。³⁷⁾

ただしこれは「大金表」全体で特定の文章の名称として用いられている側面があり³⁸⁾、地の文で「大金」が用いられていると単純に評価するのは困難であるかもしれない。

以上より「通和録」の地の文では、基本的には金は「虜」と表記されると言える。

② 国内文書

ここでも南宋の国内文書として「稟目」を見てみよう。「稟目」中で金を指す表現としては、やはり「虜」と「金」とがある。

・虜

虜は七回出現する。大別して三種類の用法があると考えるので、それぞれから代表的な例を

これは冒頭の序文的な部分（以下「冒頭」とする）の一節である。

35) 「金国」に関連して9月19日条の「是日堂中解后張浚、言已有探報、金人大舉、今過南京。」の「金人」があるが、これは「間接話法」における用例であり、明確に地の文であるかは判断が難しく、注での言及に止める。なお張浚は底本は張俊に作るが、許本校勘記および袁本により改める。

36) 建炎以来、朝廷遣使金國者、皆留而不報。（冒頭）

37) 某等遂止以大金表授之。（10月26日条）

38) 使節団一行は後段の引用記事に見るように金の皇帝宛の上表文や抑留されている徽宗・欽宗宛の上表文など複数の文書を携行していたため、その区別のために文書の名称が付されたものである。

提示したい。

虜はもう国境に展開していて、この派遣は遅らせることが出来ないようであり、……³⁹⁾
 和議がまだ定まらずに、虜の兵がもう集まっているのは、……⁴⁰⁾
 ただ朝廷が黠虜の和議を騙る要請を信じ込んでいて、全く疑わないため、……⁴¹⁾

以上のように「虜」は単独で用いられるほか、「虜の」として修飾語として機能し二字句を形成する場合（ほかには「虜気」・「虜計」）、更に卑語を冠してより強烈な蔑称として用いられる場合（ほかには「醜虜」）が存在する。

・金

これは、以下の引用箇所集中して三回出現する。

この敵軍の中には金人はいないという人もいるが、それは大間違いであり、どうして先に金人に報告して判断を仰がずに、進んで勝手に行動するような道理があるだろうか。もし金人がともに策を練っているのならば、以前に言った和議なるものは一体どこにあるというのか。⁴²⁾

ここでは、すべてが「金人」として使用されているという特徴がある。

このように南宋国内の文書においては金を指す呼称として「虜」と「金」が存在し、用例がそこまで多くないので厳格な分析ではないが、「虜」の方が頻度も汎用性も高い。だが、両者の使い分けについては筆者の見るところ明確ではなく、この点是不詳とせざるを得ない。

③ 国内会話

次に「通和録」に見える南宋国内の会話での金を指す呼称を見たい。これも具体的には「虜」と「金」である。

39) 虜已壓境、此行似不可緩、……

40) 和議未定、虜兵已集、……

41) 第以朝廷方篤信黠虜詐和之請、斷然不疑、……

42) 或謂此賊金人不在其間、是大不然、豈有不先關決金人、敢擅舉事之理。金人果與同謀、則前所謂和議果安在哉。

・虜

まず最多の表現はここでも「虜」であり、十例余り見られる。傾向としては、冒頭の臨安での場面に集中して見られる。そして単独で用いられる場合のほか、修飾語として二字句にして用いられることも多く、特に目につくのは「虜人」だが、「虜使」・「虜酋」・「虜庭」も存在する。発言者に着目するとほとんどが王絵自身によるものであり、一例のみ南宋高宗から「虜人」が発せられている。それぞれ一例ずつ提示しよう。

わたくし王絵が柱廊のもとで大声で言うには、「どうして使者を危険な虜のもとへ派遣しておきながら、出発に当たり面会しない道理があるのか。……」⁴³⁾

これ以前に、……陛下がおっしゃるには、「そなた等の今回の派遣においては、決して虜人とことばを争う必要はない……。」⁴⁴⁾

・金

次は「金」である。これは高宗の発言中に「金国」として一例のみ見える。

これ以前、……陛下がおっしゃるには、「……宇文虚中は長い間金国にいるが、彼にも父母があり、日々その帰りを待ち望んでいる。……」⁴⁵⁾

直前で引用した例に照らせば、「通和録」において高宗が「虜」という言葉の使用を避けている訳ではないので、ここで「金」とする理由は不明である。単純に、「虜国」と言えないため「金国」となったと考えるのが妥当かもしれない。

以上、「通和録」にみえる南宋内部での金に対する呼称を、地の文・文書・会話に三分して分析した。その結果、「虜」と表現するのが一般的であり、時に「金」とも表現することがあるというのが共通した傾向だった。「虜」が蔑称であり、それに比べれば「金」が中立な表現であるのは当然だが、その使い分けの基準は明確ではない。一般論として言えば王朝名に蔑称を付することも可能なので、「斉」に対する検討と同様に、この場合に「金」とされることには特段の

43) 繪於柱廊下屬聲曰、「豈有遣人使不測之虜、臨行不相見之理。……」（9月23日条）

44) 先是、……上曰、「卿等此行、切不須與虜人計較言語……。」（9月13日条）

なお底本は「切」を「竊」に作るが、許本・袁本・文淵閣四庫全書本により「切」に改める。

45) 先是、……上曰、「……宇文虚中久在金國、渠有父母、日望渠歸。……」（9月13日条）

敬意はない可能性は十分考えられる。いずれにせよ、南宋は金を本音では「虜」と見なしていたのは間違いない。これを踏まえて以下では対外的な表現について分析していきたい。

④ 対外会話

「通和録」にみえる南宋の金側との会話における金に対する呼称としては、「大国」・「上国」・「大金」が確認可能である。

• 大国

南宋の金側との会話における金に対する呼称としてはこの「大国」が最多であり、概算して二十例ほどである。ここでは初出の例だけを以下に挙げておく。

わたくし王絵らが言うには、「わたくしども使者が今回やって来たのは、ひたすら大国に和議をお願い申し上げるがためです。もし速やかに決着して頂けたら大変幸いです。ですから太平を実現することは簡単で、ただただ大国の一言次第です。」⁴⁶⁾

• 上国

「大国」に近似する表現として、「上国」も以下の一例だけが使用されている。

我らが回答するのを許すので言うには、「……江南が何度も使者を派遣して上国をお願い申し上げます理由は、とにかく民が安息を得られないからで、……」⁴⁷⁾

• 大金

その他に以下のように「大金」の例もあるが⁴⁸⁾、これは先述のように事実上上表文の名称の一部として用いられているものである。

46) 繪等曰、「某使人此來、專為懇請大國和議。若得速了、甚幸。然若要太平不難、只在大國一言而已。」(10月13日条)

底本は「離」を「難」に訂正しており、これに従う。

47) 聽某等對云、「……江南所以再三遣使懇請上國、正為生靈不得休息、……」(10月19日条)

なお底本は「請」を「諸」に作るが、他本により「請」とする。

48) なお北宋の最末期において金を「大金」と称するように詔が下されているほか(『皇朝編年綱目備要』卷30靖康元年(1126)正月)、後に皇統和議の成立時にも官司の文書では金を「大金」と称するよう詔が下されている(『要録』卷142紹興11年(1141)10月戊午条)。

我らが言うには、「我ら使者が今回参って、持参した国書はもうお納めし、あとは大金皇帝にたてまつる表、二聖二后への表、丞相・元帥への献上品リスト六通がありますので、軍前にお留め下さい。」⁴⁹⁾

以上から、南宋の金側との会話における金に対する一般的な呼称は「大国」であると言える。

⑤ 対外文書

次に「通和録」にみえる南宋の対外文書としては、ここでもダラン宛の書簡を検討する。金に対する呼称としては、ここでも「大国」と「上国」が存在する。

・大国

これは九回出現し最多である。そのうち一例は既に第一章(1)④で引用したので、ここでは別の例を示しておこう。

わたくしどもはともに退出した後に讃嘆し、仰ぎ見ては大国の仁に敬服し、つつしんで元帥の徳を誉め称え、止むことはありません。⁵⁰⁾

この例では「大国」が「元帥」と対比されており、明確に金（ないしその皇帝）を指すことは明らかだが、中には個別的に金を指すのか一般論としての大国を指すのか区別が曖昧な例も存在することは附言しておきたい⁵¹⁾。

・上国

上国は下記の一例だけ出現する。これも既に第一章(1)④で引用した箇所である。

49) 某等云、「使人此來、所齎國書已先納訖、見有上大金皇帝表、二聖二后表、丞相・元帥物録六封、乞留軍前。」(10月26日条)

二聖二后は金に拉致された徽宗・欽宗とその後、丞相・元帥は金の皇族たちである。

50) 某等相與退而歎詠、仰服大国之仁、祇誦元帥之徳、不能已矣。

51) 例えば「且謂大国舉師、以仁義為本、以生靈為意。」における「大国」である。ただし一般論としての大国であったとしても、金は大国として振る舞うべきであるとして結局はそこに金が重ね合わせられていることは言うまでもない。

隣邦が上国と近接しているのには全く及びません。⁵²⁾

これは齊（隣邦）と金の上下関係を念頭に金を「上国」とした可能性も否定できないが、前項で見たように南宋が金側との会話で金を特に齊と関係なく「上国」とした用例があったことに照らせば、一般に南宋が金を「上国」と称することがあり得たと考えてよいだろう。

以上二項の検討からは、南宋の金との折衝時における金に対する呼称は「大国」が一般的であり、それに近似する「上国」という表現も存在したと言える。このうち「大国」は相手への敬意は存在するものの、直接には両者の上下は明示しないだろう。それは遼・北宋間、金・北宋間での用例が存在するからである⁵³⁾。一方で「上国」となると明確に上下が存在するであろうし、遼・北宋間での用例も知らない。そして、この「上国」が以後につながる表現であることは後述する。

ここで本節をまとめれば、南宋の金に対する呼称は、対外的な「大国」（ないし「上国」と国内的な「虜」でその歴然とした差異が存在する。南宋は本音では金を「虜」と侮蔑しているが、実際に金と折衝する際には逆に「大国」として敬意をもって接しなければならなかった現実が明白である。

(2) 金の南宋に対する呼称

本節では金の南宋に対する呼称について検討するが、第一章で述べたように、「通和録」において金側が使用した表現は会話部分からのみ検討可能である。よって当該の部分を確認すると、そこで南宋に対する呼称として用いられるのは基本的に「江南」であり、六例が確認される。すべてを挙げることはしないが、漢人である李聿興の発言が四例と女真人であるダランの通訳の発言が二例であるので、それぞれから一例を見ておこう。

李聿興が言うには、「……だが江南がいま勝手に淮南の州県を占拠したので、本朝の大人た

52) 固不若鄰邦密邇上國。

53) 例えば『通鑑長編紀事本末』巻143金盟下の宣和4年（1122）11月甲戌条では、金と北宋が相互に「大国」と呼び合っている。とはいえ次項と併せ考えれば、「通和録」の場合では南宋から金に対して一方的に「大国」が使用されており、そこには優劣の含意が存在する。

ちは非常に怒っている。』⁵⁴⁾

ダランの通訳が言うには、「……おそらくおまえたち江南は結局将帥によって事を誤るの
らうから、……」⁵⁵⁾

「はじめに」で言及したように、「通和録」の時点において金側は南宋の王朝としての存在を認めておらず、そのため「宋」という呼称は使用されない。その代わりに単に地域を指す「江南」を用いて呼称していた⁵⁶⁾。つまりこの語を用いることにはかなり重い意味がある。

なお後述のように、南宋側自身も金側との折衝では会話・文書双方において自らを「江南」と称している。つまり双方がともに南宋を「江南」と称しており、これは金優位の当時の状況下において南宋が金の認識に寄り添わざるを得なかったものである。

ここで「通和録」において一例のみ金側の発言に「宋」という表現が出現することに言及しておきたい。それは、10月19日条における李聿興の以下の発言である。

李聿興が言うには、「……わたくし聿興はかつて宋朝において沈晦の第三甲で及第し、……」⁵⁷⁾

ただしこの「宋」は北宋期を指すものであり⁵⁸⁾、両国の折衝時に南宋を指して「宋」とする例は一つもない（正確には「通和録」を通じて存在しない）。「通和録」当時の金からすれば宋とは既に滅んだ北宋のことであり、あくまでその範囲であれば宋という語は金・南宋間でも使用され得たこととなる。

3 「通和録」に見る南宋・金それぞれの自称

本章では第二章での相互呼称に続き、「通和録」にみえる南宋・金それぞれの自称について検討する。

54) 聿興云、「……然江南而今擅占據淮南州縣、本朝大人門瞰怒。」(10月14日条)

55) 譯者云、「……只恐你江南終被將臣誤事、……」(10月26日条)

56) 『金史』でもこの皇統和議以前の時期の南宋は「江南」と称される。

57) 聿興云、「……聿興曾在宋朝沈晦第三甲及第、……」

58) 『宋史』卷378沈晦伝では、沈晦は宣和の間に科挙に合格したとされる。その他に袁本には「宋国」という表現が出現する(10月19日条のダランの通訳を介しての発言)が、本稿では底本に依拠することとして扱わない。なおその例の場合でも指す対象は北宋である。

(1) 南宋の自称

本節では「通和録」にみえる南宋の自称について検討する。だが地の文も含めて南宋国内でのやり取り（会話・文書）における表現については、特に取り上げるほどのこともない。「国家」や「朝廷」ないしそれに近似する表現がとられる。よって、ここでは金側との折衝時にどのような表現が用いられたかに限って検討することとする。

① 対外会話

本項では「通和録」に見える金側との会話における南宋の自称を検討する。これについては、「江南」・「本朝」・「趙氏社稷」の三種の呼称が出現する。

・江南

「通和録」にみえる金側との会話での南宋の自称で最も一般的な表現は「江南」であり、十九例確認できた。初出の一例だけを実際に提示しておこう。

我らが言うには、「我らがこの度参ったのは江南が維持している地を保とうとするため、毎年銀と絹それぞれ二十五萬兩・疋を貢ぎます。」⁵⁹⁾

すでに第二章(2)でも言及したように、「通和録」の段階では金は南宋の存在を公式には認めておらず、そのためあくまで「江南」として扱っていた。金優位の情勢の中で、金の認識に沿った自称となったものである。

ただし「江南」は当然ながら元来地理的な呼称であり、そのためこの語が確実に南宋を指すのか、むしろ地域としての江南としてのニュアンスが強いのか明確な判別がつかない場合もあることは附言しておく。

・本朝

その他にまず「本朝」とする例が以下のように二例見られる⁶⁰⁾。

我らが答えて言うには、「……ただ淮南に兵を駐屯させることは出来ないと言うので、本朝

59) 某等云、「某等此來為江南欲守見存之地、毎歲貢銀絹各二十五萬疋兩。」(10月14日条)

60) 「朝廷」も近似の語であるように思うが、広義から狭義まで幅広く用いられて弁別が困難であることから、本稿では考慮の外とする。その他に、「国家」もかなり曖昧に自国を指して用いられる例が散見する。

はすべて大国の指示どおりにしております。……」⁶¹⁾

我らが言うには、「……こうして岳飛を派遣して襄州・鄧州などの故地を収復したのは、本朝が事態を惹起して侵入したのではないことも、お察し下さいますよう。」⁶²⁾

この表現で気になるのは、まずはどのような場合に「江南」ではなく「本朝」であるかが明確ではないことである。引用した二例ではいずれも直前に別の地名が表れていることから、同様に具体的な地域を指す「江南」を回避した可能性はあるかもしれない。だが何よりも問題なのは、「朝」と言えばそれは正統な皇帝を擁することの主張ともなりえ、敢えて「江南」の語を使用していることとは相容れない印象があるのである。

• 趙氏社稷

さらに「趙氏社稷」が一度出現する。

我らが回答するのを許すので言うには、「……さらに元帥に申し上げるには、趙氏の社稷を安堵し、一隅の民を憐れみくださいますよう。」⁶³⁾

本項のここまでで見た「江南」と「本朝」は地名と一種の「一人称」であり、特定の王朝を直接指す表現ではない。それに対して、「通和録」で南宋を特定の指す表現として、次項でも出現するこの「趙氏社稷」がある。ただしその表現から、「政権」というより「帝室」のニュアンスに偏る傾向があるのは当然であろう。

② 対外文書

次に「通和録」にみえる南宋の金側への文書を検討する。ここでも具体的にはダラン宛の書簡が対象となる。同書簡の分析の結果、以下の様に「江南」・「敵邑」・「趙氏社稷」という表現が確認できた。

61) 某等答云、「……止是言淮南不得屯兵、本朝一如大國所教。……」(10月14日条)

62) 某等云、「……遂遣岳飛收復襄・鄧州等故地、即非本朝生事相侵、亦須相察。」(10月14日条)

63) 聽某等對云、「……且告元帥、矜存趙氏社稷、憫恤一方生靈。」(10月19日条)

その他に単に「社稷」とする例もあるが省略する。

・江南

会話同様にここでも最も一般的な表現は「江南」であり、八例が確認できる⁶⁴⁾。初出の用例は後段で別途提示するので、二例目を示しておこう。

江南の君臣はその深い恩情に感服しており、誓って子々孫々に伝え、徳を忘れるようなことはございません。⁶⁵⁾

・敝邑

「江南」は地名ながら金の認識に寄り添った表現であることは既述だが、より明確に遜った表現として以下のように「敝邑」が二例確認できる。なお二例目を示す引用は、第一章(1)④で既出である。

さきに、ありがたくも大国よりあわれんで敝邑をいつくしむお心を頂戴し、……⁶⁶⁾

そもそも隣国がその間にあって悪意をもち、どうしても大国を激怒させようとし、恩恵を敝邑に及ばせようとししないのか、これはわかりません。⁶⁷⁾

「敝邑」という表現は古くは『左伝』のような古典に見え、そこでは第二章(1)④⑤でみた表現でもある「大国」と対照的に用いられる。また「敝邑」は後の皇統和議における南宋高宗から金熙宗への誓表（『金史』巻77宗弼伝）にも出現する表現であり、例えばその末尾は「臣が今誓表を進上したからには、上国にお願い申し上げますには早急に誓詔をお下し頂き、弊邑にとこしえに頼るところがあるようにして下さいませよう。」とされており⁶⁸⁾、南宋の自称としての「敝邑」が、金に対する二人称としてこれも第二章(1)⑤で示した「上国」と対比的な表現として用いられる。「通和録」の事例はこれらの先駆けと評価できよう⁶⁹⁾。

64) 当該書簡に出現する「江南」と軌を一にする表現が「江表」である。これについては「且冀二聖復還江表、輶車在塗、遽聞大國舉兵入境、……」という表現が一例確認でき、「大国」との対比ともとれるが、具体的な地域を指す可能性もあり、注での言及に止める。

65) 江南君臣感服至意、誓傳子孫、不敢忘徳。

66) 頃者、伏蒙大國惻然有存撫敝邑之意、……

67) 抑有鄰國容心於其間、必將激怒大國、而不欲終其惠於敝邑。此不可得而知也。

68) 臣今既進誓表、伏望上國蚤降誓詔、庶使弊邑永有憑焉。

69) これはあくまで先立つことを述べているものであり、「通和録」が宋側が金との折衝時に「上国」・「敝邑」と自称することの初出だというものではない。

・趙氏社稷

本項で紹介する最後の事例が会話でも見た「趙氏社稷」である。以下の二例がみられる。

ただ江南の僻遠の地だけが、趙氏の社稷もその一隅の民もまだお恵みをこうむることが出来ずにおります。⁷⁰⁾

趙氏の社稷を寄る辺なくさせ、……⁷¹⁾

本項での以上の検討からは、会話同様に文書でも金と折衝する際の南宋の自称は「江南」が一般的であることが分かった。

以上の二項での検討をまとめると、当該の時期において金は南宋の存在を公式には認めていなかったため、南宋は金との折衝時には「宋」と自称することは出来ず⁷²⁾、金の認識に沿って「江南」と名乗り、文書ではさらに遜り「敝邑」とすることもあった。他方で、特定の自方を指すために「趙氏社稷」と称することもあったが、それはかなり卑屈な文脈で用いられるもので、一般的なものとは言えない。

ただし、会話において「本朝」という表現が出現した。これにはやや違和感があったので、「結びにかえて」で再度言及することとなる。

(2) 金の自称

本節では、「通和録」にみえる南宋側との会話における金の自称を検討する。結果、以下の三種を看取できる⁷³⁾。

・「本朝」

「通和録」にみえ金側の自称として最多なのは「本朝」である。九例があるが、そのうち八例が李聿興によるもの、一例がダランの通訳によるものであるので、それぞれから一例を挙げて

70) 獨江南僻陋、趙氏社稷與一方生靈未蒙加惠。

71) 使趙氏社稷寄托無所、……

72) 自称として固有の王朝名を用いることが一般的とは言えないのは前提である。

73) 以下に挙げるほかに「番」という語で金（ないし女真）を表すことが二例ある。「蕃」は「蕃」に通じ、この語が金側（の漢人）から発せられたとするのは興味深い、「番書」（女真文か）という限られた語彙でしか出現しないため、注での言及に止める。

おこう。なお、一例目は既に第二章(2)で引用した箇所と一部重なる。

李聿興が言うには、「……わたくし聿興はかつて宋朝において沈晦の第三甲で及第し、後に再度本朝で科挙を受験しました。」⁷⁴⁾

ダランの通訳がまず言うには、「淮南の州郡はみな本朝がもう計略し終えた。……」⁷⁵⁾

前節では南宋側が「本朝」と称すことに違和感を呈したが、金側が自らを「本朝」と称することには特に疑問はない。

•「大金」

「本朝」以外は用例が少ないが、まず「大金」が一例みられる。これは既に第二章(1)で見たのと同じの文脈で、「大金皇帝表」として用いられるものである。

ダランの通訳が言うには、「大金皇帝への表は留めるので、それ以外の文書は持っていけ。……」⁷⁶⁾

つまり単に南宋側の表現をそのまま用いた、あるいは「大金皇帝表」全体で特定の文書の名称とも言え、会話中での表現として特筆することは難しい。だが「大金」の語が金・南宋の双方で用いられていることから、金が正式には「大金」と称されるとの相互の了解を確認することができる。

•「大金家」

次に大金と関連する「大金家」である。これは聿兎の発言として以下の一例がある。

万戸 (=聿兎) が笑って言うには、「大金家にはそんなことはない。……」⁷⁷⁾

74) 聿興云、「……聿興曾在宋朝、沈晦第三甲及第、後來卻再與本朝取應來。」(10月19日条)

75) 譯者首云、「淮南州郡皆是本朝已經略了當。……」(10月26日条)

なお底本は「淮南」を「江南」に作るが、許本により「淮南」にあらためる。

76) 譯者云、「大金皇帝表留下、其餘文字將去。……」(10月26日条)

77) 萬戸笑云、「大金家沒恁公事。……」(10月14日条)

「大金」はもちろん王朝名であるが、その後に附された「家」は王朝や種族名の後に用いる一種の接尾辞であり、口語性が高い⁷⁸⁾。そのためか、通行本でも許本や文淵閣四庫全書ではこれを脱している。このような口語性が高い表現がここで用いられているのは、実際にそのような表現がなされたことによるものかもしれないが、やはり女真人の発言を敢えて口語的に表現している可能性もあるだろう。

以上の本節での検討を概括すると、金は南宋との折衝時に「本朝」と自称するのが通例である。そして必要に応じて具体名に言及する場合には「大金」であり、前章での検討と併せると、これが金・南宋双方において共通の正式な呼称であった。

結びにかえて

以上「通和録」に基づき本論で述べたことを要するに、まず当時の南宋は国内的には斉を「偽」、金を「虜」と見做しつつ、金との折衝時には、軍事的に優位にある金に配慮して斉を「隣国」たる大斉、金を「大国」たる大金として扱わなければならなかった。そして金も斉を建前としては大斉としつつ、現実には属国として極めて見下した扱いをしていた。一方で南宋は国内的には自国が正統な王朝であるとの体裁を当然とりつつ、金と向き合った際には大金たる金の認識にそって自国を「江南」と称することしか出来なかったものである。

「はじめに」で述べたようにこれらは新たな知見ではないが、「通和録」という単独の生に近い史料において上記内容をあらためて確認出来たことは価値をもつと考える。そして「通和録」は、総じて当時の状況を率直に記した史料と評価できるとも考える。それを踏まえて、以下冒頭で掲げた「複数の皇帝」という本稿のいわば本題について述べたい。

金・宋・斉が登場する「通和録」においては、金・宋・斉の各君主が「皇帝」と称される。このうち、金と斉の君主がそれぞれ金と南宋の折衝のなかで「大金皇帝」・「大斉皇帝」と称されたこと⁷⁹⁾は、関連の記述を検討するなかで本論中で言及した。それでは宋の皇帝はどうであったか。

まず当時金によって抑留されていた北宋末代皇帝である欽宗については、南宋側から「淵聖

78) 賈敬顔1990。無論「漢家」のような表現は古來存在するが、ここではむしろ『元朝秘史』巻1第53章の総訳に「大金家」とあるのを想起すべきだろう。

79) 「通和録」で斉の君主を「大斉皇帝」と称したのは正確には金側だけだが、そこから両者間の会話でそれが用いられるべきものであったと解して大過なからう。

皇帝」と、そして金側（聶兪）からは「少帝」と称される（10月13日条⁸⁰⁾。金としても欽宗が皇帝であったこと自体を否定はしておらず、これは異とするに足りない。そもそも北宋については金・南宋間でも「宋」と称し得たのは本論でも確認したとおりである。

だが「通和録」では南宋初代皇帝である高宗についても、金・南宋の折衝時に両者から基本的に「皇帝」と称されているのである⁸¹⁾。筆者はこれについては奇異に感じる。なぜなら、繰り返しになるが当時の金は南宋の王朝としての存在を認めておらず、そのため本論で言及したように「通和録」に見える金・南宋両者の間での折衝において、双方とも南宋を指して「宋」とすることはなかった。すると、その南宋の君主である高宗を金・南宋双方が「皇帝」と称するのはこの状況に符合しないように感じるのである。そして、これは本論中で言及した南宋側が自らを「本朝」とすることへの疑問にもつながる。

これについては、実際に高宗を指して「皇帝」とすることが金・南宋の折衝時にも存在したと理解する解釈もあり得るとは思う。まずは上記の折衝時とは、具体的には会話をさす。逆に言えば、南宋から金への文書（書簡）においては高宗が「皇帝」とされることはない。よって、あくまで会話レベルでのいわば私的な発言であったから許容された可能性が想定可能である。更には、斉の君主が正式に「皇帝」とされている以上、それと建前上「敵国」である南宋の君主が会話レベルにおいて「皇帝」とされることには特に違和感がなかった可能性もある。また当時は単純に混乱期・過渡期であり、慣例が未整備であったとことも考えられよう。

だが、他方で個人的には気になる点がある。それは、後に1161年の金海陵王の南宋侵入により金と南宋の関係が一度破綻した際のことに関連する。関係破綻の翌年に和平交渉のため使者の往来を再開するに当たり金使の接待役たる接伴使に任じられた洪邁は、それ以前の金・南宋関係上の外交慣例のあり方の変更（南宋側からすれば改善）の要請を朝廷に対して箇条書きで行った⁸²⁾。多くの変更すべき点が列挙される中で、二点が本稿の内容と関わってくる。

一点は、南宋の接伴使が従来金使に向かって金と南宋をそれぞれ「上国」・「下国」と称していたのを「貴朝」・「本朝」と変更すること、そしてもう一点は南宋の皇帝を「主上」と称して

80) 欽宗を「少帝」とするのは『金史』でも同様である。

81) 双方それぞれ約十例と用例数が多いので、便宜的に10月14日条の以下の部分だけ示しておく。

聿興云、「不知皇帝知與不知。」云、「皇帝不知。」

その他、10月16日条でダランの南宋高宗への問安に対して南宋側が「聖躬萬福」と答えているのも同様の現象と言えよう。なお南宋国内の文脈であれば、「通和録」において南宋高宗が「上」・「陛下」などと称されるのは言うまでもない。

82) 『要録』巻198紹興32年（1162）3月壬寅条。なお洪邁が論じるのが金使の南宋到来時の状況であるのに対し、「通和録」で記されるのは逆の状況であるという相違はあるが、行論上根本的な差異ではないと考える。

いたのを「本朝皇帝」と称するように変更を求めたことである⁸³⁾。ここで重要なのは、それまでの1141年の皇統和議が有効であった時期において、南宋側は金側に対して自国を「本朝」と称することはできず、そして自国の君主を「皇帝」と称することが出来なかったことが南宋側の史料において明言されることである⁸⁴⁾。皇統和議が、実のところ「通和録」の段階では既に形成されていた金と南宋の間での君臣関係を確定させる性格があったことを考えると、洪邁の指摘するような状況は「通和録」の段階からすでに存在した可能性も十分に想定可能である。すると「通和録」における金・南宋間の会話において南宋の自称が一部で「本朝」とされること、そして何より南宋高宗が一律に「皇帝」とされることは実態とは限らない。「皇帝」について言えば、実際は例えば南宋側の発言の場合は「主上」、金側の発言の場合は「康王」であった可能性も否定できないのである。

この点について確定的なことは言えない。だがいずれにせよ、「通和録」が（あるいは同様の性格の史料が）会話体で記される生に近い史料であるからと言って、その逐字的な表現まで当時の現実をそのまま反映したものであると鵜呑みにするのは当然危険である。だが、それを他の史料と照合することは出来ず、むしろ出来ないからこそ史料価値が高いのであり、どこまで個別の用字などの正確性を割り引けばいいのかは難しい。それだけに、良い版本を中心に据えつつ、幅広く関連の版本に目配りする必要が再確認されるようにも思う。

そして最後に「皇帝」の問題と関連して言及したいのが「天下」である。「通和録」では、10月19日条にダランとの会話で一回・李聿興との会話で三回の合計四回と、同日のダラン宛の書簡に一回、合計五例の「天下」の語が出現する。まず会話の例を李聿興との会話から示そう。

さらに李聿興が言うには、「今年本朝の進士の試験で出された賦題は『天下は馬上で治めることは出来ない』でした。」わたくしが答えて言うには、「ここからは大国の戦争をやめようとする御意思が見て取れ、天下にとって甚だ幸いでございます。」……我らが再度言うには、「大国に武をやめ文を重視する御意思があるのなら、どうして江南だけにとつての幸いでありましょうか、まことに天下の民にとつての福でございます。』⁸⁵⁾

83) 一連の変更要請及び別途なされた館伴使（臨安での金使に対する接待役）の金使への対応の変更要請がどれほど実現したかは李輝2014、pp.206-208に議論があるが、本稿ではおくこととする。

84) そもそも皇統和議において南宋高宗は金熙宗から「宋帝」に封ぜられており、対金関係上は決して「皇帝」ではなかった。

85) 又言、「今年本朝試進士、出賦題是『天下不可以馬上治。』」某答云、「此可見大國息兵之意、天下幸甚。」

これは李聿興が口にした金の科挙の問題に「天下」の語が含まれていたことから展開した会話だが、ここでの天下は「江南」と対照される表現であり、かつ「大国」とともに用いられるものである。王絵らの追従ではあろうが、当時の金と南宋の関係の建前を踏まえ、天下は大国＝金の（皇帝の）ものであり、その天下の一部が江南＝南宋であると述べていることとなる。つまり、国際関係上の公式見解を反映した発言であることとなる。

次に書簡の例を以下に示そう。

天下の民に早急に太平を見せて頂き、その恩が世の隅までを満たし、その名が長しえに伝わったなら、素晴らしいことです。⁸⁶⁾

これは第三章(1)②で引用した箇所と重なる「趙氏の社稷を寄る辺なくさせ、その一隅の民を戦乱で無残に死なせ、……」⁸⁷⁾の部分と対比されているもので、やはり天下は南宋が存在する「その一隅（一方）」、即ち江南と対照されている。これは先に引用した会話の部分と基本的に同じレトリックと解せよう。

これらの状況からは、金と折衝するに当たって南宋側が自国の君主を「皇帝」と称し得たとは筆者には考えがたい。よってここからも「通和録」において南宋高宗が「皇帝」とされることに疑を存し、筆を擱くこととする。

【参考文献】

和文

井黒忍「受書礼に見る十二～十三世紀ユーラシア東方の国際秩序」（平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十～十四世紀を探る』汲古書院、2013）

太田辰夫『中国歴代口語文』江南書院、1957

外山軍治「劉豫の齊国を中心としてみた金宋交渉」（『金朝史研究』東洋史研究会、1964、初出1938）

西尾尚也「金宋間における天眷年間の和議に関する再検討——西夏の動向に関連して」（『史泉』102、2005）

保科富士男「古代日本の対外意識」（田中健男編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、1995）

中文

陳樂素「《三朝北盟會編》考」（『求是集』1、広東人民出版社、1984、初出、1935・36）

賈敬顔「宋遼金西夏の称“家”」（『民族歴史文化萃要』吉林教育出版社、1990）

金少英校補・李慶善整理『大金弔伐録校補』中華書局、2001

……某等復云、「大國果有意偃武修文、豈惟江南之幸、實天下生靈之福。」

86) 使天下生靈早見太平、恩霑四表、名垂萬世、豈不休哉。

87) 使趙氏社稷寄托無所、一方生靈肝腦塗地、……

- 李輝『宋金交聘制度研究（1127-1234）』上海古籍出版社、2014
劉堅・蔣紹愚（主編）『近代漢語語法資料彙編』（宋代卷）、商務印書館、1992
趙永春『金宋關係史』人民出版社、2005
趙永春（輯注）『奉使遼金行程録（増訂本）』商務印書館、2017

【付記】本研究は、日本学術振興会の科研費（19K01028および20H01323）の助成をうけたものである。

